

法第13条第2項各号の要件に係る適合理由

付図 番号	項 目	説 明
①	1 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。	<p>サケ等の養殖を営む事業者は、市内にある養魚施設周辺に、県内外にある稚魚養殖施設を集約するもの。</p> <p>施設の集約に当たり必要となる養魚水槽及び付帯施設を整備し、稚魚を搬入搬出するための運搬車両の通行に支障のない必要な面積を確保するもので、過大な開発には当たらない。</p> <p>また、環境変化に敏感な稚魚の異変や停電等に迅速に対応する必要があるため、社員（飼育員）が常駐している現地事務所に近接した土地を選定したもので、他に代替できる土地はなく、農振農用地区域からの除外はやむを得ない。</p>
	2 当該変更により、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。	<p>付図番号①-1 当該地は、農用地でない。</p> <p>付図番号①-2 当該土地は、地域計画の区域から外れる予定であり、支障は生じない。</p>
	3 2に掲げるもののほか、当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。	<p>付図番号①-1 当該地は、農用地でない。</p> <p>付図番号①-2 当該土地は、農振農用地区域の外縁部に位置し、農用地の集団性を阻害することはない。また、周辺農地の作業の効率化等に支障を及ぼすおそれもない。</p>
	4 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。	<p>付図番号①-1 当該地は、農用地でない。</p> <p>付図番号①-2 当該土地所有者は認定農業者等でなく、また、当該土地は他の担い手の農地集積予定がないことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。</p>
	5 当該変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。	<p>当該施設を使用しないので、支障を及ぼすおそれはない。</p>
	6 当該変更に係る土地が、土地改良法第2条2項に規定する土地改良事業等で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成の施行に係る	<p>付図番号①-1 当該地は、農用地でない。</p> <p>付図番号①-2 左記の土地改良事業に該当する土地はない。</p>

付図 番号	項 目	説 明
	区域内にある土地(防災事業等農業生産力を増進することを直接の目的としない事業及びかんがい排水事業の不可避受益を除く。)である場合にあっては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。	